

問 8 工事の一括下請負とは

工事の一括下請負とは、工事を請け負った建設業者が、施工において実質的に関与をせず、下請負人にその工事の全部又は主たる部分もしくは独立した一部を一括して請け負わせることをいいます。

建設業法では、原則として禁止しています。（建設業法 第22条参照）

一括下請負とは

- 請け負った建設工事の全部又はその主たる部分を一括して他人に請け負わせる場合
- 請け負った建設工事の一部分であって、他の部分から独立してその機能を発揮する工作物の工事を一括して他人に請け負わせる場合

請け負わせた側がその下請工事の施工に実質的に関与していると認められないものが該当します。

建設業法が一括下請負を禁止している理由

- ◆ 発注者が建設業者に寄せた信頼を裏切る。
- ◆ 施工責任があいまいになることで、手抜工事や労働条件の悪化につながる。
- ◆ 中間搾取を目的に、施工能力のない商業ブローカー的不良建設業者の輩出を招く。

◆ 公共工事は、全面禁止！
◆ 民間工事も、原則禁止！

※ 民間工事はあらかじめ発注者の書面による承諾がある場合を除き、禁止
ただし、共同住宅を新築する工事については、全面禁止

発注者

元請負人

下請契約

一次下請負人

下請契約

二次下請負人

一括して他人に請け負わせてはいけません

一括して他人から請け負ってはいけません

※ 一括下請負は、下請工事の注文者だけでなく、
下請負人も監督処分の対象となります。

下請間でも
一括下請負
は禁止！！

実質的に関与とは

「実質的に関与」とは、元請負人が自ら施工計画の作成、工程管理、品質管理、安全管理、技術的指導等を行うことをいい、具体的には以下のとおりです。

平成28年10月14日付 国土建第275号『一括下請の禁止について』参照)

①元請（発注者から直接請け負った者）が果たすべき役割		②下請（①以外の者）が果たすべき役割
○請け負った建設工事全体の施工計画書等の作成 ○下請負人の作成した施工要領書等の確認 ○設計変更等に応じた施工計画書等の修正	施工計画の作成	○請け負った範囲の建設工事に関する施工要領書等の作成 ○下請負人が作成した施工要領書等の確認 ○元請負人等からの指示に応じた施工要領書等の修正
○請け負った建設工事全体の進捗確認 ○下請負人間の工程調整	工程管理	○請け負った範囲の建設工事に関する進捗確認
○請け負った建設工事全体に関する下請負人からの施工報告の確認、必要に応じた立会確認	品質管理	○請け負った範囲の建設工事に関する立会確認（原則） ○元請負人への施工報告
○安全確保のための協議組織の設置及び運営、作業場所の巡視等、請け負った建設工事全体の労働安全衛生法に基づく措置	安全管理	○協議組織への参加、現場巡回への協力等、請け負った範囲の建設工事に関する労働安全衛生法に基づく措置
○請け負った建設工事全体における主任技術者の配置等、法令遵守や職務遂行の確認 ○現場作業に係る実地の総括的技術指導	技術的指導	○請け負った範囲の建設工事に関する作業員の配置等法令遵守 ○現場作業に係る実地の技術指導※
○発注者等との協議・調整 ○下請負人からの協議事項への判断・対応 ○請け負った建設工事全体のコスト管理 ○近隣住民への説明	その他	○元請負人との協議※ ○下請負人からの協議事項への判断・対応※ ○元請負人等の判断を踏まえた現場調整 ○請け負った範囲の建設工事に関するコスト管理 ○施工確保のための下請負人調整

⇒元請は、以上の事項を**全て**行うことが求められる

⇒下請は、以上の事項を**主として**行うことが求められる

※下請が、自ら請けた工事と同一の種類の工事について、単一の建設企業と更に下請契約を締結する場合に必須とする事項

「親会社と子会社間」での下請負についても適用があります

親会社から子会社への下請工事であっても、別会社である以上、実質的関与がないと判断される場合には、一括下請負に該当します。

「一括下請負」には、重いペナルティが待っています

一括下請負は、発注者が建設業者に寄せた信頼を裏切る行為であることから、許可行政庁としては、当該建設業者に対して、原則として**監督処分により厳正に対処**するとともに、一括下請負と判断された工事についてはその工事を実質的に施工していると認められないため、経営事項審査における**完成工事高から当該工事に係る金額を除外**することとしています。